

平成30年11月5日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 相続税の申告期限は納付期限

— 納付資金が用意できない! —

### [1] 相続税の申告期限と納付期限は同時

相続税は原則として亡くなってから10ヶ月が申告期限です。申告期限は同時に納付期限になります。期限までに納付方法を確定し、実際に完納することが義務付けられています。相続税が多額になり、現金による一括納付が困難な場合は どうしたら良いでしょう。

### [2] 現金での一括納付が困難な場合、延納を考慮

まず考えられるのが**延納**です。最長20年での分割払いですが、延納は税務署からの借入金と同じになるので、担保の提供が必要です。もう一つの納税方法に物納がありますが、延納と物納は任意に選択できる訳ではありません。先に延納を指示されます。延納してもなお納付が不可能で、物納できる遺産がある場合に限り、不可能な部分にだけ認められます。延納できる金額も税務署が定めたルールに従って算出されます。1年分の所得から最低限の生活費等を差引いた残額の全てを納税に充てる というのが基本的な考え方です。生活費相当額とみなされる金額が非常に低いため、生活はかなり制約を受けることとなります。実際には、金融機関からの借入金で納付する人が多いのが現状です。

### [3] 滞納扱いを回避するための延納申請

延納は単なる時間稼ぎに使うことが実務では多いのです。申告期限までに納税ができない場合、とりあえず申告書と共に延納の申請書を提出します。申請しても認められるかは、その時点では分かりませんが、**滞納扱いにはなりません**。延納にも金利が掛かります。しかし、滞納と判断された場合のペナルティの利率とは比較になりません。延納の場合は 0.2%～1.3%ですが、滞納の場合 当初2ヶ月は 2.6% その後は 8.9%です。

延納が認められても、予定を繰り上げて完納することは、何の問題もありません。金融機関からの借入や、有価証券・不動産等の売却により納税資金を調達し、早期に完納することを考えましょう。